

## 新・学校法人宮崎学園一般事業主行動計画

教職員が仕事と子育てを両立させることができる働きやすい環境を整備し、常勤・非常勤問わず、すべての教職員がその能力を十分に発揮でき、優秀な人材の確保ができるよう改正次世代育成支援対策推進法（平成26年4月23日公布）に基づく一般事業主行動計画を次のように策定する。

### 1. 計画期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間

### 2. 内 容

目標1 妊娠中や出産後の教職員の健康保持について、教職員に対する制度の周知や情報提供及び相談体制を整備する。

- ・平成27年4月～ 妊娠中や産前・育休復帰後の女性教職員のための相談員の委嘱（4人：本部・大学・短大・中高校）
- ・平成27年4月～ 相談員は、子どもが誕生する教職員（男性含む）及びその上司に、育児関連制度に関する説明を行う。

目標2 子育て目的の新たな休暇制度を創設する。

- ・平成28年4月～ 孫が生まれる教職員を対象とした、孫が生まれる際の休暇制度を整備する。
- ・平成29年4月～ 小学校就学前の孫がいる教職員を対象とした、孫の看護のための休暇制度を整備する。

目標3 子ども・子育てに関する地域貢献活動を行う。

- ・平成27年4月～ 本学園で展開されている幼児教育・保育に関する教育内容を広く地域の方に紹介すると共に、教育的な遊びを通して子育て家庭を支援する「子育て支援セミナー」等の活動を行う。
- ・平成27年4月～ 地域の子どもの交通事故から守るため、登校時間帯に学校周辺において交通安全活動を実施する。

目標4 改正前の次世代法において策定・実施してきた行動計画内容を継続する。

- ・平成27年4月～ 平成17年4月から平成27年3月まで策定・実施してきた行動計画内容を継続して行い、妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活の両立支援等を行う。